

高知県燃油等高騰緊急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県燃油等高騰緊急対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 県は、燃油価格等の高騰により厳しい経営状況にある漁業者及び養殖業者（以下「事業実施者」という。）の経営の安定を図るため、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び船主組合（以下「補助事業者」という。）が行う燃油等の購入に対する負担軽減を目的とする事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助事業は、次に掲げるものとする。

(1) 燃油等購入支援事業

補助対象となる事業実施者が令和4年7月1日から同年12月31日までの期間に購入したA重油、軽油、ガソリン又はその他燃油のうち漁業の用に供するもの（以下「漁業用燃油」という。）及び魚粉又は魚油を原料とする配合飼料のうち養殖業の用に供するもの（以下「養殖用配合飼料」という。）に対して補助事業者が補助を行う事業をいう。

(2) 運営事業

補助事業者が燃油等購入支援事業を円滑に推進するために要する経費に対して補助を行う事業をいう。

(補助対象経費、補助率等)

第4条 補助事業の補助対象経費及び補助率は、次の表に定めるとおりとする。

区分	経費の内容	補助率
燃油等購入支援事業	漁業用燃油及び養殖用配合飼料	定額 (漁業経営セーフティネットが発動した場合の補填金のうち、事業実施者の負担相当分の2分の1以内)
運営事業	補助事業者が燃油等購入支援事業を円滑に推進するために要する経費（人件費、事務費（振込手数料に限る。））	定額

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申

請書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第6条 知事は前条第1項の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

（補助金の交付の取消し）

第7条 知事は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業の要綱、要領又はその他規則等に違反した場合
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反した場合
- (3) 補助事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認められた場合

- 2 知事は、前項の規定に基づき補助金の決定を取り消した場合において、当該取消しに関する部分に対する補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（補助の条件）

第8条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に関する証拠書類を整備し、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業を行うために締結する契約等については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認めるものを契約の相手方としないこと等暴力団等排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと。
- (5) 補助事業者が間接補助を行う場合は、間接補助事業者に対して県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを確認すること。
- (6) 知事は、補助金に関して必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、又は県職員に帳簿等その他の関係書類を検査させることができること。

（補助事業の変更）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの事項に係る変更をしようとするときは、事前に別記第2号様式による補助金変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助金額を増額する場合
- (2) 補助金額の20パーセントを超える減額をする場合
- (3) 前号に掲げる場合のほか、事業内容の重要な部分に関する事項であって、知事の変更手続を要すると認めたもの（必要に応じて知事に事前協議をすること。）

(補助金の交付の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による補助事業の中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事が必要があると認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払により支払うことができるものとする。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき概算払により補助金の交付を請求しようとするときは、別記第4号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の3月15日のいずれか早い日までに別記第5号様式による補助金実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、前項の補助金実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第5条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、前項の補助金実績報告書の提出した後に、消費税の申告により当該補助事業に係る消費税仕入控除税額が確定したときは、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(グリーン購入)

第13条 補助事業者は、業務の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第14条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年7月27日から施行する。
- 2 この要綱は令和5年3月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第8条第1号及び第6号、第12条第3項並びに第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第6条―第8条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。